農振除外・編入手続きのスケジュール

※このスケジュールは、あくまでも目安です。申出の内容その他の事由により期間が延びる場合があります。

※農地を宅地等に転用する場合は、農振除外の後、農業委員会に農地転用許可申請を行い、農地転用許可を受ける必要があります。
　農地転用許可申請の受付締切りは毎月15日（15日が休日の場合は直前の開庁日）で、手続き期間は約1か月です。

※農振の軽微変更手続きのスケジュールはこれとは異なりますので、農業課にお問い合わせください。

↓ 申出の締切りは、3月、6月、9月、12月の市役所の最終開庁日

項　　目	締切月	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目
申出書受領										
申出書類の精査、現地調査 土地改良区等への意見聴取										
農業委員会諮問 ⇒ 答申										
飯田市農振審議会諮問 ⇒ 答申										
県との事前協議										
農振計画変更案の公告、縦覧（30日間） 異議申出受付（15日間）										
県との本協議										
農振計画変更公告、決定通知送付										